

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日)

鳥取県規則第四十九号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年七月鳥取県条例第三十七号)の施行期日は、昭和六十一年八月二十日とする。

◇規則

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

目

次

則

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原莊管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則

鳥取県規則第五十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥

次のように改正する。

目次及び第十一条通商觀光課の項第九号中「物產館」を「物產觀光センターハー」に改める。

タ

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

第十八条の表中

鳥取県醫療機関整備審議会	医療法(昭和二十三年法律第二 の整備に関する重要事項の調査
--------------	----------------------------------

百五号)第三十二条第二項の規定による医療機関
審議に関する事務

鳥取県医療審議会

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十二条の二第一項の規定による同

によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保
に関する重要事項の調査審議に関する事務

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改
する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改
正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改
正する規則

第十八条号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	経済的事 情による 区分	金額(一人月額)	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
A 階層	B 階層	五〇、三二〇	四九、三二〇
C一階層	六〇、三二〇	五五、三二〇	五四、三二〇
		五九、三二〇	

第九十三条 物産観光センターは、物産の紹介、宣伝及び展示並びに觀光
の紹介及び宣伝に関する事務を分掌する。

附 則

大居室		小居室	
C二階層	六五、三二〇	六四、三一〇	
C三階層	七〇、三一〇	六九、三一〇	
C四階層	七五、三一〇	七四、三一〇	
C五階層	八〇、三一〇	七九、三一〇	
C六階層	八五、三一〇	八四、三一〇	
C七階層	九〇、三一〇	八九、三一〇	
C八階層	九五、三一〇	九四、三一〇	
C九階層	一〇〇、三一〇	一二、一〇〇	
C十階層	一一三、一〇〇	一二、一〇〇	
A階層	五一、三一〇	五〇、三一〇	
B階層	五六、三一〇	五五、三一〇	
C一階層	六一、三一〇	六〇、三一〇	
C二階層	六六、三一〇	六五、三一〇	
C三階層	七一、三一〇	七〇、三一〇	
C四階層	七八、三一〇	七五、三一〇	
C五階層	八一、三一〇	八〇、三一〇	

(鳥取県立福原莊管理規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	経済的事情による	
	金額(一人月額)	一人で使用する場合
区分	二人で使用する場合	一人で使用する場合
A 階層	四九、三二〇	五〇、三一〇
B 階層	五四、三一〇	五五、三一〇
C 一階層	五九、三一〇	六〇、三一〇
C 二階層	六四、三一〇	六五、三一〇
C 三階層	六九、三一〇	七〇、三一〇
C 四階層	七四、三一〇	七五、三一〇
小居室		

C六階層	八六、三二〇	八五、三一〇
C七階層	九一、三二〇	九〇、三二〇
C八階層	九六、三二〇	九五、三二〇
C九階層	一〇一、三二〇	一〇〇、三二〇
C十階層	一二四、二二〇	一二三、一一〇

大居室									
C五階層									
C六階層									
C七階層									
C八階層									
C九階層									
C十階層									
八〇、三一〇									
八五、三一〇									
八四、三一〇									
七九、三一〇									
一〇一、三一〇									
一一四、一一〇									
一一三、一一〇									
一〇〇、三一〇									
一一三、一一〇									
一二二、一一〇									
九四、三一〇									
九五、三一〇									
五六、三一〇									
五五、三一〇									
六一、三一〇									
六〇、三一〇									
六六、三一〇									
六五、三一〇									
七一、三一〇									
七〇、三一〇									
七六、三一〇									
七五、三一〇									
八一、三一〇									
八六、三一〇									
八五、三一〇									
九一、三一〇									
九六、三一〇									
九五、三一〇									

附 則

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一五、六三〇円」を「一五、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

鳥取県當住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五五十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表浜坂第十一団地の項の次に次のように加える。

丸山町第二団地	一六	四〇、八〇〇円
---------	----	---------

別表の第一種県営住宅の表上福原第二団地の項の次に次のように加える。

上福原第三団地	一六	四一、三〇〇円
---------	----	---------

別表の第二種県営住宅の表丸山町団地の項中「丸山町団地」を「丸山町第一団地」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十一年八月二十日から施行する。
- 2 次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃については、昭和六十一年八月二十日から昭和六十二年三月三十一日までの期間は、この規則による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

丸山町第二団地	三八、六〇〇円
上福原第三団地	三九、〇〇〇円